

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）を実施するため、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第二節の十二 番組素材中継を行う無線局等の無線設備 (番組素材中継を行う無線局の無線設備)	
第三十七条の二十七の二十一 「略」	
一〇三　【略】	<p>2 番組素材中継を行う無線局のうち移動業務の無線局の無線設備であつて、次の各号に掲げる周波数の電波を使用するものは、当該各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 X七W電波一、二四〇MHzを超えて、三〇〇MHz以下、二、三三〇MHzを超えて、三七〇MHz以下、五・八五GHzを超えて五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超えて六・五七GHz以下、六・八七GHzを超えて七・一二五GHz以下、一〇・一五GHzを超えて一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超えて一〇・六八GHz以下又は一二・九五GHzを超えて一二・一五GHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>イ 通信方式は、一、二四〇MHzを超えて、三〇〇MHz以下又は一二・三三〇MHzを超えて、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては単向通信方式であること。ただし、複信方式については、時分割複信方式を使用すること。</p> <p>ロ 変調方式は、直交周波数分割多重変調であること。</p> <p>ハ 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。</p> <p>ニ 送信又は受信する電波の偏波は、次のいずれかであること。</p> <p>(1) 一、二四〇MHzを超えて、三〇〇MHz以下又は二、三三〇MHzを超えて、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の場合 水平偏波、垂直偏波、右旋円偏波(電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。)若しくは左旋円偏波(円偏波であつて、電界ベクトルの回転の方向が右旋円偏波と反対であるものをいう。以下同じ。)又はこれらの組合せ</p> <p>(2) (1)以外の無線設備の場合 水平偏波、垂直偏波、右旋円偏波若しくは左旋円偏波又は水平偏波及び垂直偏波の組合せ若しくは右旋円偏波及び左旋円偏波の組合せ</p>
二〇四　【略】	
二〇四　【同上】	<p>2 番組素材中継を行う無線局のうち移動業務の無線局の無線設備であつて、次の各号に掲げる周波数の電波を使用するものは、当該各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 X七W電波一、二四〇MHzを超えて、三〇〇MHz以下、二、三三〇MHzを超えて、三七〇MHz以下、五・八五GHzを超えて五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超えて六・五七GHz以下、六・八七GHzを超えて七・一二五GHz以下、一〇・一五GHzを超えて一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超えて一〇・六八GHz以下又は一二・九五GHzを超えて一二・一五GHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>イ 通信方式は、単向通信方式であること。</p> <p>ロ 変調方式は、直交周波数分割多重変調であること。</p> <p>ハ 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。</p> <p>ニ 送信又は受信する電波の偏波は、次のいずれかであること。</p> <p>(1) 一、二四〇MHzを超えて、三〇〇MHz以下又は二、三三〇MHzを超えて、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の場合 水平偏波、垂直偏波、右旋円偏波(電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。)又は左旋円偏波(円偏波であつて、電界ベクトルの回転の方向が右旋円偏波と反対であるものをいう。以下同じ。)</p> <p>(2) (1)以外の無線設備の場合 水平偏波、垂直偏波、右旋円偏波若しくは左旋円偏波又は水平偏波及び垂直偏波の組合せ若しくは右旋円偏波及び左旋円偏波の組合せ</p>
二〇四　【同上】	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。